

川越市児童福祉法施行細則の一部を 改正する規則（案）の概要について

平成 27 年 9 月
こども未来部 保育課

1 趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法、認定こども園法一部改正法、関係法律の整備法）が成立しました。

この法律に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

新制度では、地域型保育事業が新たに認可事業となり事業の認可については市が行うことになりました。認可基準については、条例で定めたところですが、申請等の手続きについて必要な事項を定めるため、「川越市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（案）」を定めようとするものです。

2 内容

規則（案）に定める主な内容は、次のとおりです。

(1) 地域型保育事業の認可申請書

地域型保育事業を行うにあたり認可を受ける際に市長に提出する申請書の様式を定めようとするものです。

(2) 認可を受けた内容の変更申請書等

認可を受けた地域型保育事業の運営内容等の変更をする場合の申請や届出に必要な申請書等の様式を定めようとするものです。

(3) 地域型保育事業の廃止又は休止申請書

認可を受けた地域型保育事業の廃止や休止をする際に必要な申請書の様式を定めようとするものです。

3 施行期日

公布の日を予定しています。